中小企業あきた

1 県外の食品産業の活性化にむ 食品関連 2 外国人材受人れ・共生セミナ 〜外国人技能実習制度の理解を深める 3 秋田県農業機械商業協同組合	1 O OCTOBER.2019	
○組合相談コーナー5○景況レポート8月分6	○話題の広場 中央会事業より・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	びあった。

TOPICS 1

県外の食品産業の活性化にむけて 食品関連事業者セミナーを開催





[セミナー講師の森光氏]

食品需要は少子高齢化、人口減少などを背景に国内市場は縮小傾向で推移しています。県内でも消費量の低迷やコンビニやスーパーマーケットへの顧客流出など、業界を取り巻く環境は厳しい状況にあり、首都圏など県外への販路開拓に取り組む事業者も増えてはいるものの、販売先の確保は大きな課題となっています。

そこで、県内の食品産業の活性化に繋げ、今後の企業経営の参考としていただくことを目的としたセミナーを8月30日(金)、秋田市のホテルメトロポリタン秋田において開催しました。

「スイーツパン」という新たな手土産市場を切り開き、広島県三原市のパン屋を東京駅で行列の絶えない店舗にまで成長させた株式会社「八天堂」の森光孝雅代表取締役を講師に迎えたこのセミナーには77名が出席、「人生、今日がはじまり〜良い品、良い人、良い会社つくりへの挑戦」をテーマに八天堂の代名詞となっている看板商品『くりーむパン』の商品化から現在に至った経緯についての講演が行われました。

森光氏からは、「これまで数百種類の新商品を作ってきたが、どれも「奇をてらった」商品だったため、一時メディアで取り上げられることはあっても定番には決してならなかった。多少でも余裕があるうちに新しいコンセプトを考え、選択と集中が重要と主力商品を1つに絞り込んだ。

スタンダード×スタンダードでなければならないと考え、「クリームパン」と「口どけ」を掛け合わせた『くりーむパン』を試行錯誤の末、1年半かけて

ようやく完成させた。これまで食べて溶けるようなパンはどこにも無く、このパンには手土産としての市場があることに気がついた。

東京の市場では、商店街の小さなスペースから売り始め、8か月後には日本中から名品が集まる品川駅での販売まで一気にこぎつけることができた。人気番組で取り上げられたことが大きく、24時間フル稼働で作っても間に合わず、欠品が許されないエキナカで売り切れが続出したことで更に人気に火が付いた。これまで発売してから10年半、都内店舗では、ほとんどが前年対比アップで推移しているが、くりーむパンだけで右肩上がりが永遠に続くことはあり得ず、資源がない中小企業はある程度資源ができたら事業の種まきをし、それを「道」にしていかなくてはならない。

商品を考え、販売し、プロモーションするのは全て「人」である。当社は人の育成に一番力を入れている。人を育てていくためには事業をしっかりやっていかなくてはならない。圧倒的に付加価値の高い商品・サービスを作り、利益を稼がなくてはならない。利益がなければ従業員や地域への貢献は出来ないため、利益は徹底的に追及していかなくてはならない。

販売では、「東京」は最も大きな市場であり決して外すことはできない。簡単ではないが、何より規模が圧倒的である。「売り場は東京なんだ」と一点集中し、まずは東京から、そして更には全国へと発信できるように一緒に頑張りましょう」と参加者に呼びかけを行い、講演を締め括りました。



| 外国人材受人れ・共生セミナーを開催 ~外国人技能実習制度の理解を深める~

本会では、団体監理型の組合組織による外国人技能実習生受入に関する相談や組合設立支援を行っています。そこで、9月4日(水)から6日(金)まで県内の3か所(秋田市、大館市、横手市)で外国人材の受入れに関して理解を深めていただくためのセミナーを開催し、外国人技能実習制度や外国人労働者の雇用管理、県内での技能実習生の受入事例の紹介を行いました。

外国人技能実習制度について

外国人技能実習制度の目的・趣旨

我が国で培われた技能等を開発途上地域等への移転を図り、経済発展を担う「人づくり」に寄与するという、国際協力の推進です。このため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律には「技能実習は、実別して行われてはます。外国人の技能実習はいると明記されています。外国人の技能実別生が、日本の企業等と雇用関係を結び、出身習生が、日本の企業等と図るものです。技能よりといった効果を図るもに、受入れ企業にとっても、外国企業との関係強化や経営の国際化、社内の活性化に役立つといった効果もあります。

技能実習生の在留数の推移

法務省の資料によると、2018年末の技能実習生数は328,360人で在留外国人の在留資格別での割合では12.0%を占めており、ここ数年はベトナムからの実習生が増加しています。

技能実習生受入れの方式

受け入れる方式には、企業単独型と団体監理型の2つのタイプがあり、2018年末では企業単独型の受入れが2.8%、団体監理型の受入れが97.2%となっています。団体監理型は、事業協同組合等の営利を目的としない団体(監理団体)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等(実習実施者)で技能実習を実施する方式です。

技能実習生の要件

団体監理型では、①18歳以上で、制度の趣旨を 理解し、技能実習を行おうとする者であること。 ②本国に帰国後、日本で修得した技能等を要す る業務に従事する予定であること。(復職要件) ③第3号の技能実習生の場合は、第2号終了後に 1か月以上帰国していること。(一旦帰国)④技 能実習牛や家族等が、技能実習に関連して保証 金の徴収や金銭その他の財産を管理されず、契 約の不履行について違約金の定めをされてい ないこと。(保証金・違約金契約禁止)(技能実習 生自身が作成する書面によって明らかにさせ る)⑤同じ技能実習の段階に係る技能実習を過 去に行ったことがないこと。(再度の技能実習の 原則禁止)⑥日本において従事しようとする業 務と同種の業務に外国において従事した経験 等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事 情があること。(前職要件) ⑦国籍又は住所を有する国又は地域の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。 ⑧技能実習の準備に関して取次ぎ送出機関又は外国の準備機関に支払う費用について、その額及び内訳を十分に理解してこれらの機関との間で合意していること。が要件となっています。

技能実習の区分と在留資格

団体監理型・企業単独型、いずれの型についても、入国後1年目の技能等を修得する活動と、2・3年目の修得した技能等に習熟するための活動に分けられています。

1年目は「技能実習1号」となり、企業単独型の1年目は「技能実習1号イ」、団体監理型の1年目は「技能実習1号ロ」となります。技能実習1年目は最初に一定の時間、座学で講習を受けます。この講習機関は受入企業と技能実習生の間に雇用関係はありません。

2・3年目は「技能実習2号」(移行対象80職種144作業、2019年5月28日時点)となり、企業単独型の2・3年目は「技能自習2号イ」、団体監理型の2・3年目は「技能自習2号ロ」となります。第1号技能実習から第2号技能実習へ移行するためには、技能実習生本人が所定の技能評価試験(学科と実技)に合格していることが必要です。

4・5年目は「技能実習3号」(移行対象73職種129作業、2019年5月28日時点)となり、企業単独型の4・5年目は「技能自習3号イ」、団体監理型の4・5年目は「技能自習3号ロ」となります。第2号技能実習から第3号技能実習生本人が所定の技能評価試験(実技)に合格していることが必要です。第3号技能実習を実施できるのは、「優良な監理団体・実習実施者」に限られます。

技能実施計画の認定

技能実習を行わせようとする者(実習実施者)は、技能実習生ごとにそれぞれ技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受ける必要があります。技能実習計画の認定は、外国人技能実習機構が行います。



[セミナー会場の様子]

新たな在留資格について

在留資格「特定技能」

昨年12月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の中で、国内人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有する外国人に係る在留資格として創設され、今年4月1日より人手不足が深刻な14分野で新たな外国人材の受入れが可能となりました。在留期間の上限は通算5年です。

受入れ対象分野

①介護、②ビルクリーニング、③素形材産業、 ④産業機械製造業、⑤電気・電子情報関連産業、 ⑥建設、⑦造船・舶用工業、⑧自動車整備、⑨航空、⑩宿泊、⑪農業、⑫漁業、⑬飲食料品製造業、 ⑭外食業の14分野です。

受入れ機関(特定技能所属機関)の条件

①報酬額が日本人と同等以上など、外国人と結ぶ雇用契約が適切。②5年以内に出入国・労働法令違反がないなど、機関自体が適切。③外国人が理解できる言語で支援体制がある。④外国人を支援する計画が適切であること。が基準である。

特定技能所属機関は外国人への支援を適切に実施する義務があるが、支援については登録 支援機関に委託することができます。

登録支援機関

出入国在留管理庁長官の登録が必要であり、 特定技能の外国人が安定的・円滑な活動を行 うことができるようにするための日常生活上 または職業生活上の支援を行います。

外国人労働者の雇用管理について

労働関係法令の適用

外国人を雇用する際のルールとして、労働関係法令及び社会保険関係法令は国籍にかかわらず適用されるため、労働条件面で国籍による差別しないことや賃金の支払い、労働時間管理、安全衛生の確保など適切な人事管理が事業主に求められています。

外国人雇用管理指針

技能実習生の受入企業並びに今後、受入れを検討している企業は、外国人雇用管理指針に則った運用が必要です。その指針とは、①外国人労働者の募集および採用の適正化。②適正な労働条件の確保。③安全衛生の確保。④労働・社会保険の適用等。⑤適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等。⑥解雇等の予防および再就職の援助。です。

今年4月から、外国人雇用管理指針が運用されたことに伴って、ハローワーク職員が外国人雇用状況届等をもとに、技能実習生などを受け

入れている事業所を中心に個別に訪問しています。訪問した際は、人事管理等に関する相談があれば応じていることとしています。

県内における技能実習生の受人事例について

コーディネー ト秋田協同組合 佐賀善美理事長 が事例の紹介を 行いました。



[佐賀理事長]

人材の確保

率直に人材の確保が、受入れを行うきっかけ です。

当社及び組合員企業の業種である繊維工業は、労働集約型産業です。少子高齢化に加えて、従業員の平均年齢も上昇している中で、人材確保が難しい。将来を見据えて、事業拡大や経営を持続するために、外国人材は不可欠と考えています。

技能実習生を受け入れる際のポイント

受入体制が整っているか、信頼できる送り出し機関であるか、自己負担を支出できる経営が受入企業でなされているか等、多岐にわたります。また、組合(監理団体)と組合員(受入企業)、送り出し機関との信頼関係が構築できなければ、円滑な事業運営は出来ません。

受入れにあたって

母国を離れ、文化や習慣、環境、他人との共同 生活、母国語が通じない等の不安を抱えて技能 実習生は来日します。女性の技能実習生は、ス トレスによって生理不順やストレス性の胃腸 炎を患うこともあり、技能実習生が抱える不 安を出来るだけ緩和するとともに、より良い関 係を築くために仕事面、生活面で常に声をかけ て、心の安心感を持たせるように工夫すること です。また、休日には、お花見、竿燈まつり、紅 葉、かまくら祭りなど四季折々の行事に参加さ せ、日本(秋田)の風土を楽しませる工夫が必要 です。技能実習生は単なる労働者ではなく、開 発途上国への国際協力支援であるということ を認識し人権を尊重すべきで、それが出来ない 又は煩わしいと思うのであれば、技能実習生の 受入れを行わないことです。

技能実習生の受入れを行うためには、監理団体(協同組合)が必要となるので、中央会への相談のもと、進めていくことが得策です。

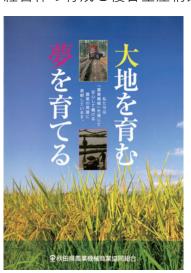
本会では、組合設立相談を随時行っています。 ご相談に関しては、☎018-863-8701までご連絡くださるようお願いいたします。



秋田県農業機械商業協同組合 理事長を訪問

秋田県農業機械商業協同組合(白石光弘理事長)は、昭和39年12月設立されました。設立から今日まで、組合員の相互扶助と親和を基本精神として、経営安定化と社会的基盤の確立及び流通秩序の維持を目的とした事業を重点的に推進してきました。

昨今の農業経営の課題である就農者の高齢 化・人手不足・大規模化・農地の効率化を見 据えて、令和元年度秋田県農政では、県内の農 林水産業の持続的発展を目指し、競争力の高い 経営体の育成と複合生産構造への転換に向け



[組合のポスター]

た一との用農型推ら向と組たり取層も先し業農進労上と合農巻み化CT技スど水図生目では機環をす・術マ次産り産指いこ械機環りと等活ト代のがのこ。し取変

化に的確に対応するために組織体制の強化と 組織活動の充実を図り、行政ならびに関連団体 との連携強化に努め、国や県が講ずる施策に適 切に対応できるよう情報の収集と提供に努め たいとしています。 10月30日(水)からは大館市で、先人に学び農業の未来をひらく農業の祭典「第142回種苗交換会」が開催されますが、協賛行事の農業機械化ショーは当組合に事務局を置く秋田県農業機械化協会が主催します。県内地域農家の皆様に適したハード面・ソフト面でのご提案をお披露目する予定です。



___ [昨年の農業機械化ショー]

白石理事長は、食の安全確保と自給率向上を「国の命題」と捉え、「若い世代が、農業をあきらめてしまう農政ではいけません。強い農業を残していきたい、これまでもこれからも、あらゆる角度から農家を支援していきたい」と「農業を通じて、安心して働ける農業の発展に貢献していきたいとしています。また、秋田県農業技術の指導、機械化に関する資料の収集と情報提供などを行い、秋田県農業の機械化の推進と農業生産性の向上に果たした役割は大なるものがあり、これまでの功績が認められ、農業振興功労によって令和元年春の叙勲で旭日双光章を受章しています。



[白石理事長]

組合相談コーナー 持分譲渡の承諾と持分の権利義務について

組合員は持分を譲渡できることになっていますが、どのような決定が必要でしょうか? また、持分の権利義務とはどのようなことをいうのでしょうか?

- [Q] 組合員は、その持分の譲渡について組合の承諾を得なければならないこととなっていますが、組合は、その承諾を総会で決定しなければならないのでしょうか。
- [A] 持分譲渡の承諾は、業務の執行に属すると考えられますので、加入の承諾の場合と同様(定款参考例第9条第2項)理事会で決定すれば足りるものと解されます。「加入の例による」とは、加入の場合に準じて取り扱うということですから、譲受人は組合員たる資格を有する者であって、かつ、その持分を譲り受けると同時に組合に加入する意思を有していなければならないことになります。

また、組合の側においては、その譲渡の承諾に当たっては、正当な理由がなければこれを拒否し、又は承諾に際して不当な困難な条件を付してはならないとされています。

- [Q] 中協法第17条第3項の「持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を継承する」とありますが、この場合の権利義務の承継とは具体的にどのようなことをいうのでしょうか。
- [A] 組合員の持分とは、組合員がその資格に基づいて組合に対し請求し支払いを受けるべき財産上の金額とこれを含めた組合員たる地位(組合員として有する権利義務)の二義があると解されています。

本条、第15条、第16条、第61条にいう持分は後者を意味し、第20条、第22条は前者を意味しています。

したがって、法律上の持分が、いずれの意義に用いられているかは、個別的に判定すべきです。 このような観点から本条における持分を組合員たる地位の譲渡と解する限り議決権、選挙 権、出資義務、定款服従義務等、組合員として当然有する権利義務も承継されるとともに持分払 戻請求権または出資払込義務も承継されます。

法律・定款の規定

【中協法の規定内容】

(加人)

- 第15条 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を完了した時又は組合員の**持分**の全部又は一部を承継した時に組合員となる。
- 第16条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になったものとみなす。
 - この場合は、相続人たる組合員は被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。
 - 2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもって選定された一人の相続人に限り、前条の規定を適用する。

(持分の譲渡)

- 第17条 組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。
 - 2 組合員でないものが特分を譲り受けようとするときは、加人の例によらなければならない。
 - 3 持分の譲受人は、その**持分**について、譲渡人の権利義務を継承する。
 - 4 組合員は持分を共有することができない。

(脱退者の持分の払戻)

- 第20条 組合員は、第18条又は前条第1項第1号から第4号までの規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その**持分**の全部又は一部の払戻を請求することができる。
 - 2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における組合財産によって定める。
 - 3 前項の**持分**を計算するにあたり、組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、組合は、 定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込を請求することが できる。

(払戻の停止)

第22条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、**持分**の払戻を停止することができる。(組合の持分取得の禁止)

第61条 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

【定款参考例の規定内容】

(加人)

- 第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。
 - 2 本組合は、加人の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

景況レポート

(8月分・情報連絡員80名)

6業種で悪化割合が減少し、 全体景況DI値8.7ポイント上昇

【概況(全体)】

8月分の県内景況は、前年同月と比較して景況が「好転」したとする向きが7.5%(前回調査3.8%)、「悪化」が35.0%(同40.0%)で、業界全体のDI値は-27.5となり、前月調査と比較し8.7ポイント上回った。

非製造業の景況DI値は、全国、東北・北海道ブロックを下回ったものの、製造業で数値が回復したことで全体 DI値を押し上げている。

【業界別の状況】

業界別では、鉄鋼・金属が引き続き好調を維持しており、小売業の一部で好転に転じ、建設業をはじめとした6業種で悪化割合が減少したことが全体の景況DI値を引き上げる要因となった。全国の景況感は、お盆休みの影響等もあり停滞した感がある。消費税前の駆け込み需要は一部見られるものの影響は軽微である。消費増税、働き方改革への対応、最低賃金の引上げを懸念する声も多い。

<全国及び東北・北海道ブロックとの 景況DI値の比較>

	秋田県	全 国	東北·北海道	
全 体	-27.5	-30.6	-28.4	
製 造 業	-28.1	-36.0	-35.3	
非製造業	-27.0	-26.4	-24.5	

<景況天気図>

, 30,00 (XIII)								
項目業種	業界の景況	売 上 高	収益 状況	販 売 価 格	取 引 条 件	資金繰り	雇用人員	
製造業	1917		1911			1911	nsn	
非製造業	7/3/7				11311	7377	11311	
[凡例]	- 一	晴れ <	シ がまり 雨		前年同	図の見方 月比のDI値 ています。		

30以上 10以上 △10以上 △30超 △30以下 30未満 10未満 △10未満

(回答数:32名 回答率:100%)

※DI値とは、Diffusion Index(ディフュージョン・インデックス)の略で、増加(好転)したとする企業割合から、減少(悪化)したとする企業割合を差し引いた値です。

【業界の声】~製造業~

食料品 8月はお盆の特需で売上は増加した。対前年同月比ではほぼ同程度での推移であったが、(豆腐) 気温が異常に高く、限られた商品のみの動きとなった。

食料品 異常天候による高温のため、売上が減少し前年同月を下回った。気温が売上に大きく影(パン) 響したことで今月は悪い結果となった。

繊 維 工 業 秋物生産の最盛期でキャパシティは埋まっているが、先月に引き続き加工賃は厳しい。 (ニ ッ ト) 10月以降の発注量が例年に比べて異常に少ない。増税後の買い控えを警戒してか、在庫 リスクを極力抑えようとする意図が感じられる。

繊 維 工 業 消費増税、最低賃金の引上げに伴うコスト負担が経営に与える影響を懸念している。 (繊 維) (県南地区)

木材・木製品 お盆休みが長く、製品出荷量、原木仕入量とも前月比較で減少したものの前年比較では (一般製材) 増加している。製品販売価格は外材(ホワイトウッド)の輸入価格が大幅に値下がりして おり、国産材の一般製品価格の相場にも影響するものと予想され、収益面では悪化の要 因となりそうである。

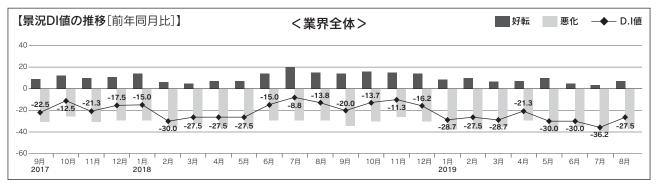
木材・木製品 堅調な住宅需要に加え、店舗の木質化によりフロア合板の受注が増加するなど、合板の (外 材) 荷動きは活発でフル生産の状態が続いており、在庫も依然として低水準にある。原材料 の国産スギ材については、猛暑等の影響で生産量の減少が危惧されたが、合板用材に対 する年間契約によって入荷は順調である。

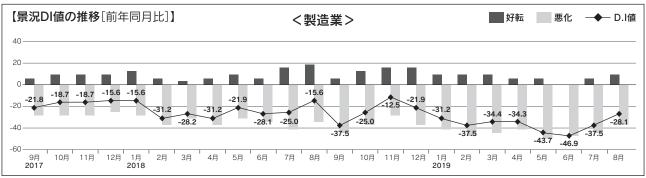
窯業・土石製品 8月の出荷数量は前年同月比78.0%。4~8月累計で88.3%台と依然低い数字となって(生コンクリート) いる。前年比で増加しているのは大館北秋地区、県南地区のみで、加えて10月からの消費税増税で経営環境はますます厳しくなると予想される。

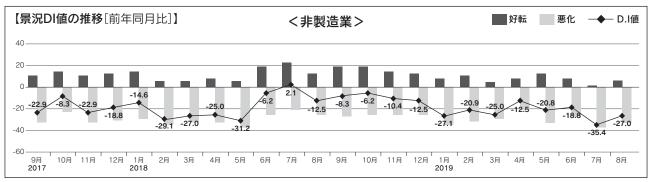
鉄鋼・金属 工事物件はかなり出回っており、各社100%以上の稼働率で推移している。お盆すぎか (機械金属) ら見積依頼が減少しており、10月からの消費税率引き上げの影響が大きいのではと心 配している。

一般機器 受注面では前年前月比較で大幅に減少、依然として先行きが不透明な状況にある。原材 (金属加工) 料は値下がり傾向にある。

その他製造業 お盆の帰省客やお祭り等の観光客で工芸館の来客数が微増した。それに伴い売上も微増 (漆器) したが、景気回復の実感までには至っていない。







【業界の声】~非製造業~

(回答数:48名 回答率:100%)

卸売業 売上高は前年同月比87.5%で推移した。繁忙期のお盆需要を見込み、市況の回復が期待 (青果) されたが、野菜に関しては全国的に不安定な気候(異常高温や長雨等)による品質低下、 収穫量減少等の影響が顕著に現れた。果物類に関しては、入荷量減による高値傾向が続いたため、消費者の購買意欲は高まらなかった。ピークはお盆前の一時期にのみ集中し、 結果的に全体売上は低迷した。

卸 売 業 鉄価格が2,000円/t下落し、鉄及び非鉄の販売条件が悪化している。使用済自動車の入 (自動中は) 庫台数は前月に引き続き減少している。

小 売 業 7月は多少持ち直していたが、8月は1割ほど落ち込んでいる。需要の停滞が続いている。 (花 卉) 天候不順などもあり品薄状態と高値が続いている。

商 店 街 消費増税による駆け込み購買の動きはみられない。日中の暑さから人通りは少なく、小 売店舗への来客は低調であった。買い物客は暑さを避け、近隣大型店舗へ涼を求めたよ うである。(秋田市)

夏祭り関連で売上は作れたが、他の商品の動きが悪く昨年対比はマイナスであった。天候により売上が左右される衣料はメーカーの在庫不足もあって売り逃しも少なくなかった。(大館市)

サービス業 天候に大きく左右されたようである。今年は暑い日が多かったことからタクシーの利用 (タクシー) 客が増加した。また、お盆休みを中心に暦の関係で休みが長くなったことから、帰省客が 昨年よりは多く、夜が忙しい地域もあった。

サービス業 お盆休暇が長期であったこともあり国内は127%、海外も108%と好調に推移した。国 (旅 行) 内は、関東、関西。海外はグアム、台湾が主力であった。

建 設 業 猛暑の影響でエアコンの需要が伸びているが、エアコン本体はハウスメーカーからの支給 (電気工事) であり電材会社の恩恵はない。工事店は長期の休日も影響して多忙であった。(中央地区)

運 輸 業 お盆休みが長く、この間一般貨物は動かなかった。4月からの5ヶ月間は物流の動きは悪(トラック) く、3年前との比較でも最悪であった。

話題の広場



中央会事業より

業界関連事業者の連携による新たな販路開拓を

~木材・木製品販路開拓懇談会~

8月28日(水)、秋田市のホテルメトロポリタン秋田において、出席者22名のもと木材・木製品販路開拓懇談会を開催しました。この懇談会は、木材・木製品の国内での減少による需要の減少による需要の減少による需要の減少による需要の減少による需要の連携になり、業界関連事業者の連携に取組んでいる製材用素材の安定供給のシステムである秋田杉需給システムである秋田杉需給システムである秋田杉需給システムである秋田杉需給システムである秋田杉需給システムである秋田杉需給システムである秋田杉需給システムである秋田杉需給システムである秋田杉需給システムである秋田杉需給システムである秋田杉需給システムである秋田杉需給システムである秋田杉までである。



[懇談会の会場]

テーマである「秋田杉需給システム活用による取引促進」では、秋田県素材生産流通協同組合松橋和夫専務理事から、その概要について説明され、「木材クラウドは秋田県の支援により平成30年度より着手しており、収穫システム(収穫量(伐採量)データベース)、流通システム(納材数量データベース)、素材の注文システム(マーケットイン型)の3つのシステムから構成されている。現在は、収穫システム、

流通システムはほぼ完成しており、今年度は 注文システムの完成を目指している。また、木 材加工業者への周知と利活用を促進したい」 と進捗状況が説明されました。





[講師の松橋氏(左)と堀氏(右)]

また、新たな販路開拓に向けた取組みに対しては、王子木材緑化株式会社国際部堀俊介主幹から「木材・木製品の輸出に向けた市場動向」の説明がありました。この中で、北米市場への輸出動向や杉材の用途などの情報が提供されました。

「県内企業による共同輸出の可能性」をテーマとした懇談・意見交換では、出席者から「原木のサイズについて、安定供給できるのか」、「乾燥の含有率には、統一された基準はあるのか」など質問が出されました。堀氏からはその都度回答をいただき、最後に「アメリカへの輸出されまり、その需要は日本に向いている。また、現地の需要動向から、12フィート(3.94m)のデッキ材に高い可能性があると考えていることから対応していただきたい」とのアドバイスがありました。

ものづくり補助金2次公募 公募説明会を開催

8月29日(木)、ホテルメトロポリタン秋田において、平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)2次公募の公募説明会を開催しました。この公募については、申請が電子申請のみとなっており、公募にあたっての主な変更点を公募要領に準拠して説明を行いました。



[会場の様子]

■秋晴れの空の下、自慢の腕を競い合う

~第23回中小企業団体ゴルフ大会~

9月18日(水)、秋田市の秋田カントリー倶楽部において、第23回中小企業団体ゴルフ大会を開催しました。

大会当日は天候にも恵まれ、秋晴れの空の下、会員組合の代表者ら35名が自慢の腕を競い合いました。



[ティーショットの様子]

上げられるたびに歓声が沸くなど大いに盛り 上がりました。



[優勝した辻理事長(左)と藤澤会長(右)]

[大会結果]

優 勝 辻 昭久 氏 (協同組合秋田卸センター)

準優勝 藤澤 正義 会長

(秋田県中小企業団体中央会)

第3位 伊藤 隆悦 氏

(秋田市個人タクシー協同組合)

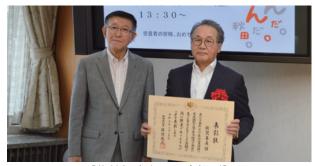
BG賞 武田 弘一 氏 75

(秋田県鳶土木事業協同組合)

■佐賀副会長が秋田県工業功労者表彰を受賞

8月30日(金)、県内の工業関係団体の育成強化等に貢献があった方を表彰する秋田県工業功労者表彰の表彰式が秋田県庁で行われ、本会の副会長であるコーディネート秋田協同組合理事長佐賀善美氏(秋田ファイブワン工業株式会社取締役会長、秋田県アパレル産業振興協議会会長)が受賞しました。

おめでとうございます。なお一層のご活躍を ご期待申し上げます。



[佐竹知事との記念撮影]

|助成事業のごあんない|

本会では、組合および業界が直面している課題等の解決を図るために各種助成・支援事業 を実施し、組合等の支援を行っております。

◆トータルアドバイザー事業

ご相談の内容に精通した専門家を派遣し、アドバイスをいただきます。

◆組合活力向上事業

組合および組合員が抱えている課題解決に向けて主に研修会事業で活用いただけます。

◆青年部研究会事業

若手の育成のため、青年部を対象とした研修会事業に活用いただけます。一定の要件を満たせば、視察研修事業も実施できます。

本会HPに事例を掲載しておりますので、ご覧ください。

URL https://www.chuokai-akita.or.jp/jyosei/

事業の実施をご希望の皆様におかれましては、お気軽にお問合わせくださるようお願い申し上げます。

担当課・職員がご相談内容をご一緒に検討させていただきます。



最低賃金が改定されます

(秋田労働局)

秋田県の最低賃金は10月3日から、28円引き上げられ、時間額「790円」となります。

最低賃金は、臨時、パート、アルバイト等、県内のすべての労働者に適用され、最低賃金額以上の賃 金を支払わないと、最低賃金法違反となります。月給や日給の場合は、時間額に換算したものが最低 賃金以上でなければなりません。

詳しくは秋田労働局賃金室(018-883-4266)または最寄りの労働基準監督署までご照会ください。

業務改善助成金の受付を開始しています

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金 (事業場内で最も低い賃金)]の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資(機械設 備、POSシステム等の導入)などを行った場合に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合、そ の費用の一部を助成します。詳しい内容については、厚生労働省ホームページ業務改善助成金の概 要をご参照ください。

|業務改善助成金の概要

【申 請 窓 口】 秋田労働局 雇用環境・均等室

【お問い合わせ先】 秋田働き方改革推進支援センター

20120-695-783 **2**018-862-6684

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、 くるみん認定・プラチナくるみん認定を目指しましょう!

「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」は次世代育成支援対策推進法に基づく認定制 度です。

一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画的に定めた目標を達成し、一 定の基準を満たした企業を、厚生労働大臣が「くるみん認定企業」と認定します。ま た、「くるみん認定企業」と既に認定された企業が、さらに両立支援の制度の導入や 利用を進め、高い水準の取組を行っている場合、当該企業を、厚生労働大臣が「プラ チナくるみん認定企業|と認定します。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定め るマークを商品や広告などに付することができ、子育てサポート企業であること をPRでき、優秀な人材の確保やイメージの向上等につながることが期待できます。



常時雇用する労働者が101人以上の企業は、この行動計画を策定し、その旨を都 道府県労働局に届け出ることが義務とされており、一般への公表、労働者への周 知についても義務付けられています。(100人以下の企業は努力義務です。)

行動計画を策定して、「子育てサポート事業」の認定に向けて是非取り組んでく ださい。



主な認定基準

- ・行動計画に定めた全ての目標を達成したこと
- ・計画期間内に男性の育児休業取得率が7%以上であることまたは育児休業取得者及び小学校就学前の 子の育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者の割合が15%以上であり、かつ育児休業取得 者が1人以上いること(従業員数300人以下の事業主の特例あり)
- ・計画期間内に女性の育児休業取得率が75%以上であること(従業員数300人以下の事業主の特例あり)
- ・計画期間の終了日の属する事業年度において、フルタイム労働者等の法定時間外、法定休日労働時間 の平均が各月45時間未満であり、かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと
- ・3歳から小学校人学前までの子を持つ労働者対象の勤務時間短縮の措置等を講じていること
- ・所定外労働の削減措置や年次有給休暇の取得促進措置などを、成果に関する具体的目標を定めて実施 していること

【お問い合わせ先】 秋田労働局 雇用環境・均等室 ☎018-862-6684

官公需適格組合 『カデル』

秋田管工事業協同組合

多 秀 理事長本 文 健 副理事長 谷 藤 太 \mathbf{H} 博

秋田市山王臨海町3番18号 **2**018(862)6161/FAX 018(824)5685

損害保険・生命保険



保険と暮らしの相談センター

AKITA HOKEN CMOOR

本 社 〒010-0951 秋田県秋田市山王6丁目5-9 TEL 018-864-6921 FAX 018-864-6922 URL https://www.akitahoken.co.jp

〒015-0011 秋田県由利本荘市石脇字田頭141-1 TEL 0184-24-5511 FAX 0184-24-5512

県南事業所(ISO9001認証については準備中) 〒019-0529 秋田県横手市十文字町街道下88-9 TEL 0182-23-5145 FAX 0182-23-5146





保険とリース、相続・事業承継のご相談はお気軽にどうぞ!!

株式会社 ぱんぱ 北日本ベストサポート

URL http://www.knbs.jp

本社 〒010-0967 秋田県秋田市高陽幸町8番17号

TEL.018-883-1888 FAX.018-883-1822

県南営業部 TEL.0187-66-3622 酒田支店

TEL.0234-75-3370

能代東支店 TEL.0185-58-2116

『改革·改善』

千代田興業株式会社

代表取締役社長 藤澤 正義

本社·工場: 秋田市川尻町字大川反 170-49 TEL 018(864)6200(代) 建設事業部: 秋田市川尻町字大川反 170-19 TEL 018(888)3666

URL: http://www.k-chiyoda.jp



公益財団法人産業雇用センターは失業なき労働移動をサポートします。 ・お気軽にご相談、連絡ください。当センターの全職員は皆様方のご期待、ご要望に応えるべく努力いたします。

■企業間の人材マッチングをサポート

- ・人材を必要としている企業の皆様へ ⇒人材情報の提供・斡旋をします。
- ・雇用調整を検討している企業の皆様へ ⇒従業員様の再就職をサポートします。

■優秀な人材の育成、 職場の活性化をサポート

・経験豊富な講師が、活力ある職場づくり を各種セミナーを通じてお手伝いします。



ブ 利田 け無料

登 録

相談

あっせん

成立(再就職)

独自の人材情報を提供

当センター独自の人材情報を提供し、 再就職・人材確保の支援が可能です。

Q

ハローワーク等と併用が可能

ハローワークなどと併用し、全国ネットで の再就職・人材確保の支援が可能です。

😔 公益財団法人 産業雇用安定センター 秋田事務所

〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カン秋田ビル4階

TEL 018-823-7024 FAX 018-883-4215

メールでもお問合わせいただけます

図 Akita-2@sangyokoyo.or.jp

ホームページもご覧ください sangyokoyo.or.jp/ 産業雇用安定センター





